

No	意見	対応方針
1	「町づくり憲章」を定め→「まちづくり憲章」という表記で統一すべき。	「まちづくり憲章」に統一しました。（基本構想 p2）
2	「きづくため」→現代仮名遣いでは「きずくため」が正しい。	「きずくため」に修正しました。（基本構想 p2）
3	現在まちづくり憲章が5項目あるが、「自主自立で未来永劫のまちづくり」（産業の創出とゆたかなまちづくり）を加えてはどうか。	まちづくり憲章については、平成17年9月に議会議決を経て定められた総合計画の上位にあるまちづくりの方向性を示す宣誓となっています。このため、総合計画の策定において変更することはできないものとなっています。
4	人口推移の表は2015年までだが、昨年の国勢調査の人口速報集計が6月25日にあるようだが、その数値の記載はしない予定か。	国勢調査の速報値を追記しました。（基本構想 p6）
5	人口の見通しが詳しく説明され過ぎて、第5次早島町総合計画の目標年次や推計人口が読み取りにくくなっている。	人口の詳細については、4目指すまちの姿（2）基本フレームに転記しました。（基本構想 p24）
6	数字の単位が必要（単位：人）	（単位：人）を追記しました。（基本構想 p9）
7	P22.23に将来都市構造図の掲載があるが、「1 早島町のすがた」に土地利用の現況図があった方がよいのではないか。	「図表9 現況土地利用状況」を追加しました。（基本構想 p10、11）
8	「財政状況が厳しくなっていくことが予想されます」と表現されているが、傾向として理解できるものの、その逼迫・不足状況が定量的に示されていない。精緻なシミュレーションや算定は必要ないが、年齢構成・労働人口などの前提条件を仮定し、歳入と歳出の概算値を求め定量化することが望ましいと考える。	一般的な考えとして、人口減少となれば、人口に左右される町民税等の税収が減少することから「財政状況が厳しくなっていくことが予想されます」と記載していました。しかしながら、ご意見のとおり逼迫・不足状況が定量的に示すことにはなっており、また、早島町の人口については、第5次総合計画期間中は増加傾向にあると推計されることから、こちらの文言は不適切であり「現在は人口増の傾向が・・・」の一文を削除しました。
9	図表14の赤枠は何を意味しているのか。また、①～③の項目と下の棒グラフとの関係の明確な説明が必要。	作業工程で残ったままになっていた赤枠を削除しました。また、棒グラフの代わりに「図表20 町民アンケートにおける満足度の推移」を追加しました。（基本構想 p17）
10	逼迫している体制の強化→前回の審議会で「逼迫しつつある」という表現に対して、委員から指摘があったが、「逼迫している体制の強化」という文言は、関係者以外にはわかりにくい。	下記文言に修正しました。 「また、保育や教育といった子育て関係の施策には需給の逼迫が起きており、転入世帯の増加を見ずえた体制の強化が必要です」（基本構想 p18）
11	道路が狭いことなどを原因とする事故の心配などがあつた事や、住環境の安定などの観点から、「(2) 住まいや生活環境、雇用に関する課題」の部分に「安心・安全な住環境の整備」などのキーワードが入っても良いかと思う。（基本目標の部分などの表現で足りれば、必ずしもここに入れることにはこだわりはない。）	「基本目標1のまちの具体像に「歩行者が安心・安全に移動しています」と追記しました。（基本構想 p28） また、2 課題の整理（1）で弱者の視点に立ったまちづくりについて記載しています。（基本構想 p18）
12	図表15はどのような視点で作成されたのか分かりにくい。第5次総合計画で示される基本計画と混同する人がいるのではないか。	図表15はご指摘のとおり改訂4次総の実施結果を分析したもので、現状からみえる課題（取り組んでいない結果も含めた問題点）を総括する図としては不適切と判断し削除しました。
13	改訂4次総合計画の総括はどうなのか（各項目の達成指標、新たに編入事項など）。	改訂4次総合計画の総括については、改訂4次総合計画の期間終了後に実施を予定しています。
14	なぜ評価に差が生じたのか、一定の説明は必要ではないか。	第2回審議会で評価の差についてご説明していますが、基本構想への詳細な記載は控えさせていただきたいと考えています。
15	基本構想は総花的になっており、町の独自性を前面に出して町民がなるほどと思える大きな目標を掲げて官民一体となって目標に向かって協働のまちづくりを目指す第5次総合計画をたて、それに向かって行くための施策をしていく。そのためにはそれぞれにおいて優先順位を定めて遂行することが求められると思う。	基本構想は全ての町民を対象にしています。施策の取り組みについては、基本計画に記載しています。個別施策の実施においては、優先順位をつけて実施計画により実施していくこととなります。これが総合計画の大枠となります。
16	「社会情勢」の変化として、コロナ禍による「新たな生活様式」の一層の普及が挙げられているが、ICTの浸透やSociety5.0の到来に向けた変革、SDGsなども記載されてはどうか。	3 改定の考え方（3）に「SDGs（持続可能な開発目標）の達成とSociety 5.0（創造社会）の到来への備えとともに、コロナ禍による「新たな生活様式」への急速な転換など」を追記しました。（基本構想 p21）
17	17頁で、「計画期間の終期における推計人口を約13,400人」と記述しているが、図表17のグラフのどの部分で読み取ればよいのか分からない。また、2行目の「安定人口13,500人」と「推計人口を約13,400人」の関係は図表17でどのように読み取ればよいのか不明。また、20頁の図表20の人口見通し約13,400人も不明。	人口の詳細については、4目指すまちの姿（2）基本フレームに転記しました。（基本構想 p24）
18	7行目の「基本理念は、…」以下の4行は、あまりにも抽象的なため、「不要」と思う。特に「信念」と「通念」という言葉が対比的に使われているが、ともに定義が難しく、どうしても解釈が可能である。社会の通念は時代によって変わってくる。例えば、かつては公共交通機関でも喫煙を容認していたり、セクハラ・パワハラを問題視していなかった時代があったが、今では考えられない。この社会通念が定義なしに使われると、読む人によっては、勝手に解釈され、悪用されかねない。	削除しました。
19	今後10年のまちづくりの指針、とうたうのであれば、ちょうどSDGsのゴールと重なる。「持続可能」というキーワードも盛り込まれており、SDGsにも合致する計画というニュアンスを入れたほうが良いと思う。	No18により対象箇所を削除しています。
20	4 目指すまちの姿の基本理念の中で、（一人ひとりが心にいたっている信念を支えるもの）と（社会の通年を踏まえたもの）とあり矛盾しているように思う。	No18により対象箇所を削除しています。
21	「状況の変化を敏感に捉えて柔軟な対策がとれる体制の重要性」とあるが、その意味が不明である。役場組織を指すのか、総合計画の政策展開を指すのか。曖昧過ぎてどうとも解釈できる。	「住民・事業者・行政が連携した」を追記しました。（基本構想 p22）
22	基本構想の中に小中学生にキャッチフレーズやスケッチ依頼を検討とあるが、小中学生に描いてもらう絵が入るなら、冊子の表と裏を幼稚園・保育園に描いてもらってはどうか。	ご提案ありがとうございます。幼稚園・保育園児に描いてもらうことも検討していきます。今後、教育部局と実現に向け協議を進めます。

No	意見	対応方針
23	財政計画も必要ではないか。人口が増加すればおのずとインフラ整備などに多額の財政負担増となり、国や県も多額の借金を抱えており、いつまで交付金などが縮小される可能性があり先の見えない状況。町独自の税収を上げるための施策をどのようにするのか町民にわかりやすく説明する必要がある。	町では3か年の収支を財政計画と位置づけ、各施策の優先順位等を検討して予算配分を行っています。税収などの財源確保については、施策562に取り組みを記載しています。
24	将来人口表の実績と見通しのラインは2020年の後側にしたほうがよいのではないか。	図表の2020年の数値は総人口・内訳とも推計値となっています。2020年国勢調査の「総人口」は速報値が出ていますが「年齢3区分別人口」は令和3年11月以降の公表予定となっています。
25	20頁の図表20の人口見通し約13,400人も不明。	人口の詳細については、4目指すまちの姿（2）基本フレームに転記しました。（基本構想 p 24）
26	「将来都市構造図」について、鉄道を  の表記、高速道路、幹線道路の名称を入れたほうがわかりやすいと感じる。	名称等を追記しました。（基本構想 p 26）
27	「広域交通拠点」と「地域生活交流拠点」に、「公益交流拠点」や「公共交通拠点」のような施設名称あるいは地名があれば、追加すると分かりやすくなる。町外者には○がどの地点なのか分かりにくい。	駅名等を追記しました。（基本構想 p 27）
28	適正な価格で住まいを確保できるまちを目指すとは、適正な価格になるかどうかはコントロールできないと思われるため、「安定供給等」の表現に変えてはどうか。	「町外からの転入やUターン、世帯分離などの場面で、それぞれの生活スタイルにあわせて新たな住まいを確保できるまちを目指します」に修正しました。（基本構想 p 28）
29	「安全に移動ます。」→「安全に移動できます。」	修正しました。（基本構想 p 28）
30	「避難行動がます。」→「避難行動ができます。」	修正しました。（基本構想 p 28）
31	排水対策が重要との話はあったが、「水害」だけでなく、今後、南海トラフ地震等も想定した基盤整備が必要と考える。「災害に強いまちの基盤整備が進み、」などの表現に置き換えてはどうか。	「災害に強いまちの基盤整備が進んでいます。」に修正しました。（基本構想 p 28）
32	「駅チカ」の表現を「地下」との誤解を避けるため「近い」の漢字表現が良いのではないか。	「駅に近い」に修正しました。（基本構想 p 29）
33	活気あるまちなかの商店を伝い歩いての部分に「公共交通機関であるコミュニティバスを利用する」等を追加してはどうか。	「公共交通機関であるコミュニティバスを利用して活気あるまちなかの商店を伝い歩き、駅に近い便利な暮らしを満喫する」に修正しました。（基本構想 p 29）
34	ワークライフ・バランスという外来語は、「ワーク・ライフ・バランス」という表現がより良いと思う。基本計画素案では「・」が入った表記となっており、統一すべきだと考える。	「ワーク・ライフ・バランス」に修正しました。（基本構想 p 29）
35	空き家リフォーム→空き家や空き地の利活用 本当は、「災害（地震や水害など）や環境（カーボンニュートラルなど）に配慮された（≒高性能な）住み替えなどで長期間利用可能な新築」としてもらいたいところだが、新築に関しては現在の日本ではかなり思い切った方向性になると思うので参考までに。	「空き家の利活用」に修正しました。（基本構想 p 29）
36	流通センター内の防犯、事故防止の観点から、団地内主要道路沿いに防犯カメラの設置検討をしてもらえるとうれしい。	ご要望として伺います。
37	基本目標2 安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち 飲食店・小売店・企業などで集客を目的とする事業については町民13,500人程度の町村での立地は限られるので目標の実現性は難しいと思う。むしろ近くで生涯学習（スポーツ、文化活動など）やコミュニティの場が持てる住環境のまちづくりを目指すほうが現実的ではないか。	現在、「ALKARE早島」により、まちの活性化に向け歩いて暮らせる魅力あるまちづくりを進めていますが、ご意見のとおり、飲食店などの新規立地は容易ではないと考えています。基本目標4に掲げる社会教育、生涯学習活動については、早島町の大きな魅力の一つであり、今後重点的に行っていくべき施策の一つと考えています。
38	早島学園としての一貫した教育→早島学園という名前が出てくると、町外の私には、そういう固有名詞の学園が実際に存在するのか、と錯覚してしまう。ここは丁寧に「早島学園」（通称）というふうに、かつ書きで町独自の造語である点を強調したほうが誤解を招かない。	「はやしま学園（仮称）」と修正しました。（基本構想 p 31）
39	基本目標4 地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち 社会教育の充実で生き甲斐ある生活の継続を書き添えてほしい。	「生きがいある暮らしを支える社会教育の現場で、多くの町民が《はやしま学》の学び合いに参加するまちを目指します。」に修正しました。（基本構想 p 31）
40	持続可能なまちづくり活動に取り組む ↓ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて、まちづくり活動に取り組む人材が世代を超え集うまちを目指します。 ※特に問題があるわけではないが、今の世界的潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れたほうがよいと感じる。	「SDGsを踏まえた取り組みの中で」に修正しました。（基本構想 p 32）
41	西暦と年号がまちまちに記されているので統一すべき。	原則、和暦（西暦）に修正しました。
42	基本的なレイアウトはしっかりと定めて、運用においては時代や環境に応じて柔軟に運用していくべき。	計画策定に際して、時代の潮流等を取り入れ柔軟に運用していきます。
43	会議を数回重ねており少しは理解しているが、町民の方々に示すときには、もっと簡潔でわかりやすく作らないと読んでもらえないかもしれない。せっかく長期間議論して作成したものは、たくさんの方々に見てもらえるように出来たらよいと思う。	冊子とりまとめの際の課題とします。
44	全体がまだ未完だが、文字の大きさや色の使用についてなど、わかりやすく見やすいデザインを心掛けての作成が必要。	冊子とりまとめの際の課題とします。
45	グラフや表の色について 色覚異常（色盲・色弱）にとって見にくく感じる表がある。（図表3.7.9.13）変更可能であれば色の変更を勧める。	冊子とりまとめの際の課題とします。

◆第4回振興計画審議会の意見について（基本計画素案）

No	意見	対応方針
46	中間年度である令和7年度中 ⇒中間年度であれば令和5年ではないか。	中間年度は令和5年となり誤記でした。こちらの記載については、前期もしくは後期基本計画は5年間隔で策定していましたが、改定4次総合計画策定時には特例的に6年間隔と少し長い期間を設定していたため、中間年度の見直しの記載をしていましたが、5次総合計画前期基本計画は通常通り5年を想定しており、その際に見直しを行うため、中間年度の見直しの記載を削除しました。
47	1 1 総合的な交通体系の形成の現状と課題から見れば、111が1番に来るのではなく112以降が最初になるのがよいのでは。	構成を修正しました。（基本計画p7）
48	1 1 総合的な交通体系の作成【再編】 ⇒将来の変化として2号線バイパスの交差点立体交差化に対する対応・対応準備が必要。	個別施策111に下記文言を追記しました。（基本計画p7） 「国が直轄事業で進める国道2号の交差点立体化については、県道交差点での南北移動の円滑化と物流の効率化に向け、国・県・倉敷市と連携し早期の事業実施に努めます。」
49	1 1 総合的な交通体系の形成（再編） 「免許」を具体表現する ⇒ 「自動車運転免許」または一般的に言う「運転免許」	「運転免許」に修正しました。（基本計画p6）
50	岡山県総合流通センターは正社員・パート社員を含め、約5000人の従業員が就業しているが、公共交通機関の利便性の悪さから、ほとんどの社員がマイカー通勤をしている。ただ、生活スタイルの変化により、今後、若年層を新入社員の中にはマイカーを保有しない人も増えてくると考えられ、人材確保のためには公共交通機関の充実が急務である。現在も早島駅～流通センターのコミュニティバスは運行しているが、できれば中庄駅まで路線を繋げ、朝・夕の時間帯の運行をしてもらえたら、利用が増えると思う。行政の区域が違うので難しいと思うが、検討してもらいたい。	現在、町民の町外移動支援については、試行として70歳以上の方にタクシークケットを交付しています。若い方は自家用車で移動し、高齢となり免許返納や運転に不安がある方は公共交通を利用する傾向があると考えており、ドアtoドアの移動となるタクシーの移動支援を行っているところです。今後、交通のあり方を検討していくにあたり、定時定路線での町外への移動が求められるようであれば、検討を進めていきたいと考えています。
51	道路の幅員を確保し、歩車分離の整備及び用水路の暗渠化による歩道の確保等を追記すべき。	112の1文目を「通学路をはじめとする生活道路を中心に、グリーンラインや交差点のカラー舗装など交通安全施設の設置や、歩道整備等の道路改良について、道路管理者及び警察と連携して実施します。」に修正しました。（基本計画p7） なお、用水路の暗渠化は、起業地確保の一つの手段と考えています。単純に用水路を暗渠化してしまうと、水路管理上支障が出るため、「暗渠化」の記載は避けたいと考えます。
52	「市街化区域で水路と並行する道路で転落防止柵の設置を計画的に進める」とあるが、主な個所としては二間川沿線がそうであろうと思われる。 これまで何度も議会等で住民からの要望としてあがってきた課題であるが、「視認性の悪化（道路が狭く見える）」や「膨大な経費」「二間川側を走る自転車等が柵と自動車に挟まれてかかって危険」等様々な理由によって「できない」という方針を町は示してきた。なぜ計画に盛り込まれたのか。本当に実施するつもりなのか。	転落防止柵の設置については、通学路など危険箇所を見極めて、計画的に進めていきます。
53	大災害（南海トラフ大地震等） 今後30年以内に80%の確率で発生すると予想されるこの大地震を特に取り上げ、注記してほしい。	施策12 現状と課題に下記文言を追記しました。（基本計画p8） 「マグニチュード8～9クラスとなる南海トラフ地震の発生確率が30年以内で70～80%と予想されるなど、」
54	災害時における早島町の事業継続計画（BCP）は作成されているか。作成されているのであれば町民に周知する必要がある。また、激甚災害時において、各自治会等に避難誘導や避難者補助、そして避難所での誘導、指揮などができる人を事前に選出して、それなりの権限を与えられるようにすることが望ましいのではないかと。	BCPについては策定しています。内容については職員への対応が記載されているものなので町民向けの周知は行っていません。 大規模災害においては、行政による公助機能にも限界があり、自ら取り組む自助、地域で取り組む共助を実施し、地域一丸となって災害に備える必要があります。
55	123.消防組織・体制の体制強化 ⇒早島町に限ったことではないが、年齢構成などを考えると消防団の体制の維持が現時点でも大きな問題となっている。消防署員の体制強化なども視野に入れた、解決可能性のある方法に展開は出来ないか。	施策123を下記文言に修正しました。（基本計画p9） 「また、消防団組織の維持を図るため、団員確保の取り組みを進めます。」
56	「伝達手段の多重化、多様化」はこれまで町役場が最も苦手とする部分であった。スマートフォンアプリ「早島ナビ」「コスモキャスト」、公式Twitter等のSNSの活用等は明記しなくてもよいのか。（P61に記載はあるものの、防災情報についての伝達手段の多重化のツールとしての記載がいないのではないかと）	施策121に「町公式のスマートフォンアプリ（はやしまナビ・コスモキャスト）」などを追記しました。（基本計画p9）
57	国土強靱化地域計画についても早期に策定し、関係する課題別計画として位置づけていく必要がある。	災害による被害を最小限に抑えるとともに迅速に立ち直る、「強さ」と「しなやかさ」を備えた強靱な地域を作り上げることが重要と考えます。このため、人命の保護・公共施設の被害最小化・迅速な復旧復興を目的としたソフト対策及びハード対策を盛り込んだ「早島町国土強靱化地域計画」の策定に国や県と連携し取り組んでいます。
58	現状と課題において幹線水路の改修に言及しているが、数値目標にもぜひ加えていただきたい。	数値指標「□水路整備の実施延長（km）」を追加しました。（基本計画p16）
59	1 3 都市基盤の整備 「児島湖周辺自治体と連携し」を強い表現にする ⇒ 「児島湖周辺自治体と緊密に連携し」	施策133「児島湖周辺自治体との緊密な連携を進めます。」に修正しました。（基本計画p11）

No	意見	対応方針
60	住宅の耐震補強は、実際にはする人が少なく、費用対効果も悪いので、新築時の耐震等級のグレードアップ補助とかにした方が良いかと思う。（補助金の立て付けの関係で難しいか）	国では、S56年6月1日以降に建てられた木造住宅について、耐震等級をグレードアップする長期優良化住宅リフォーム補助事業を令和3年12月24日までの受付期間を設けて実施しています。
61	23. 立地を活かした新たな産業の展開（主） 14. 適正な土地利用の展開（従） ⇒結節点として、物流業や製造業などの立地には繋がっているが、観光や商業の立地の展開には触れられていない。FSなどを行ってみるなどの提言はどうか。	基本計画22の施策の方針に下記文言を追記しました。 「広域交通の結節点である立地を活かし、多くの人が訪れるようまち歩きや観光などの情報発信を行います。」（基本計画p21）
62	「計画的に良好な」とあるが、何をもちょう好であると判断されるのか。 業務地としては立地、アクセスが良好であったとしても、周辺住民にとって良好であるとは限らないのではないか。	住工混合を避け、無秩序な開発を防止することで、インターチェンジを活かした産業の集積を図ることを意図しています。
63	15. 公園・広場の充実 25. 環境の保全と美化の推進 いずれの項目にも共通 ⇒山川池：池の維持管理（水質とホタル育成環境の整備） ⇒大谷池：自然環境の維持を前提に例えば鳥公園のFSなどを追加してみてもどうか。	施策254に下記文言を追記しました。 「町の貴重な財産であるため池や保安林、緑地について、生態系に配慮しながら環境の保全に努めます。」（基本計画p27） また、指定管理を検討していく公園もあり、指定管理に向けサウンディング型市場調査により事業の実現可能性なども含め検討を進めていきます。
64	景観審議会、景観協議会を立ち上げているのか。景観資源の指定、表彰もまだ聞いたことがない。	景観審議会を設置しており、町民の方からの推薦に基づく景観資源の指定や表彰制度はありますが、これまで指定・表彰となった取り組みはありません。
65	早島公園は早島町の中で中心に位置し子どもから高齢者まで憩える場としてもっと町民に通ってもらえる場として施策しなければならない。自然も残されており、生き物も感じられる。桜の季節だけでなく四季を通して楽しめるものにしてもらいたい。夏場は蚊が大量発生してとても日中公園にいられる状況ではないので、木の手入れなど発生源の改善も必要。	施策151に「四季を通じて楽しめる憩いの場」の文言を追記しました。（基本計画p15） なお、早島公園の再整備により、以前と比較すると夏場の蚊もかなり少なくなったと考えます。公園の木々も以前ほどうっそうと茂ってはいないこと、木を伐採しすぎると公園の魅力を損なうため、蚊については、来園者に自己防衛してもらう必要もあると考えます。
66	「都市公園の近隣公園」という表記について、一般町民にとってわかりやすい表記とすべきだ。必要であれば字句の訂正も。 都市公園法において定められた「主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する」という基準を満たす公園であるが、町内の対象となる公園は早島公園と深砂公園だと思う。	都市公園の注釈を入れるとともに、施策152を下記文言に修正しました。 （基本計画p14、15） 「都市公園については、PFI手法や指定管理者制度等を実施可能な公園へ導入し、民間活力を活かして利用の促進を図ります。」
67	担い手への利用集積を進めるために、現在町も、県公益財団法人農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地中間管理事業の活用をすすめているが、もっと町が積極的な活用を明記すべきではないか。数値目標には農地集約の目標値についても記載しては。	施策161を下記文言に修正しました。（基本計画p17） 「農地中間管理機構を積極的に活用し、水路整備等の基盤整備や農地の集積・集約化による安定した農業経営の確保を支援すると共に、認定新規農業者や認定農業者など意欲のある担い手の確保・育成に努めます。」 なお、数値目標については、検討しましたが、定めることは非常に困難であると判断し設定には至りませんでした。
68	加工米や飼料米への転換を図るとしているが、水稻を中心とした町南部の将来的な作目の方向性について、もっと庁内で議論が必要ではないか。	施策162の該当文章を下記文言に修正しました。 「また、営農の魅力を高めるため、付加価値の高い農業について検討を進めます。」（基本計画p17）

No	意見	対応方針
69	<p>1 6 営農環境の維持</p> <p>原案に、農業振興の熱意が感じ取れる。それを踏まえ、全体を通じて現状・問題点・課題・対処策などについて表現の一貫性（論理的整合性）を持たせるとともに、専門用語も含め語呂を少し整理してみた。</p> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農振法に基づく農用地区域に、町内の農地約70haが指定される。</li> <li>・その大部分は、南部一帯に広がりを見せる水田で水稲が生産される。</li> <li>・畑は分散するが、地場野菜としての生産販売がある。</li> <li>・果樹は、主に北部丘陵地で生産がある。</li> <li>・農業の重要課題である農地流動化は大きな進展がなく、概して経営規模が小さい。</li> <li>・農業者の高齢化や担い手不足が進むなど、重要な問題を抱える。</li> <li>・意欲ある担い手などの確保や、これらへの農地の利用集積が焦眉の急務である。</li> <li>・農業振興のため土地基盤整備を、とりわけ、かんがい排水などの整備を進める。</li> <li>・心が憩える緑地環境の維持保全に努める。</li> </ul> <p>【施策目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に従事する意欲ある人が増えます。</li> <li>・農地利用集積により、経営規模が拡大され先進的な農業が営めます。</li> <li>・野菜などの生産と地場消費の伸びや販路が拡大します。</li> <li>・水辺生物の生態系を支える緑地環境と、美しい田園風景が広がります。</li> </ul> <p>【施策の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模拡大のため、意欲ある担い手などへの農地の利用集積を進める。</li> <li>・岡山と倉敷の二大都市に直結する立地を生かし、野菜などの生産振興、販路拡大に取り組む。</li> <li>・町民が親しく農業に触れる機会をつくるため、兼業農家への営農相談活動、定年後の農業従事支援、農業体験、産直販売などを推進する。</li> </ul> <p>【個別政策における取り組み】</p> <p>1 6 1 農業の担い手の確保・育成（建設農林課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かんがい排水などの土地基盤整備を計画的に進め、農用地の利用集積を促し、農業経営の安定を図る。</li> <li>・認定農業者をはじめ新規認定農業者など、意欲ある担い手の確保・育成に努める。</li> </ul> <p>1 6 2 特色ある地域農業の振興（建設農林課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山と倉敷に直結する立地を生かし、野菜など農産物の生産販売や販路拡大を図る。</li> <li>・水田農業は、本来の生食・酒米向けの他、加工・飼料などの多用途米への転換を図る。</li> </ul> <p>1 6 3 農業生産基盤の整備（建設農林課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の大部分を占める水田の生産性向上のため、好ましい手法で、かんがい排水の整備を計画的に進める。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は本案を追認するものと判断しています。ご意見の中で、「意欲ある担い手を確保し、こうした担い手への農地の利用集積が急務である。」については、161の末尾を「意欲のある担い手の確保・育成に努めます。」に修正します。（基本計画p17）</p>
70	<p>空き家バンクへの物件登録数を指標としているが、4次総合計画の第一次評価では、「達成困難（50%未満）」となっている。なぜ達成困難なのか、理由を精査した上で、指標に設定したか。（制度の周知不足、民間の不動産業による空き家バンクなど外部要因）</p>	<p>これまで空き家バンクの登録件数は制度開始年度及びその翌年度併せて計2件の登録がありましたが、以降は登録がない状況です。コンパクトな町域に不動産事業者が数社あることから、売買などの相談は身近な不動産業者に相談していることも空き家バンクの登録件数が低調な要因として考えられますが、今後は空き家バンクの更なる周知を図り、登録件数を増やしていきたいと考えています。また、現在の国の補助事業として実施しているALKARE早鳥の指標にもなっていることから、本指標を残しています。</p>
71	<p>「ふるさと納税等を活用し」の後に「、」をつけたほうが読みやすいのではないか。</p>	<p>施策213を修正しました。（基本計画p19）</p>
72	<p>数値指標の空き家バンクへの物件登録数よりは、数値が把握できれば空き家数の減少にした方がよい。防災なども併せた町内会からの情報収集などでできそうな気もするので、そうすると、住民の空き家に対する意識も高くなると思う。</p>	<p>早鳥町空家等対策計画は計画期間を10年間としており、5年毎に見直しを行い、空家等調査を実施しています。ただし、空家についての経年での比較対象はあくまでも特定空家についてのみと考えています。このため、数値指標に「特定空家の件数」を追加しています。（基本計画p18）</p>
73	<p>特定空家等の除却→法律に基づく用語なので、このままでよいが、かっこ書きで例えば、〈除却（解体・撤去のこと）〉というような補足説明があってもよいのではないか。</p>	<p>「特定空家等の解体・撤去」に修正しました。（基本計画p19）</p>
74	<p>「景観特性に応じた多様な景観配慮を引き出し・・・」とあるが住宅に近接した地域において企業立地が行われる場合も今後想定される。良質な居住環境の保全のために、抽象的な表現ではなく、住工混在しない街づくりを明記すべき。</p>	<p>用途地域により適正な誘導が図れることから、あえて記載する必要はないと考えます。企業立地に関しては、施策231、232で対応済みと考えています。</p>
75	<p>施設目標 ⇒北部住宅団地ゾーンには商店が非常に少ないまたはない。</p>	<p>施策22の現状と課題に「町北部の団地エリアには商店立地が少ないことから、」を追記しました。（基本計画p20）</p>

No	意見	対応方針
76	小売業の事業所数、小売業の年間商品販売額を指標としているが、4次総合計画の第一次評価では、「達成困難（50%未満）」又は「不可能」となっている。その理由を精査した上で、指標に設定したか。個別施策における取組により達成が見込まれるのか。（立地の優位性、大型店やネット販売での購入）	従前の内向け（町民或いは住民）の取り組みだけでは、店舗は減少のみと考えるのが妥当であることから、「歩いて暮らせる魅力あるまちづくり事業」の実施により期待できる外向けの取り組みの指標として「ALKARE早島」協賛店舗の数、「ALKARE早島」スタンプ参加者数を代替指標として設定します。数値は今後調査とします。（基本計画p20）
77	「歩いて利用できる場所にある飲食店や小売店」とは「どこ」から歩いていける店なのか。逆に「歩いて利用できない場所にある飲食店や小売店」とはどのような店を指すのか。	施策222を下記文言に修正しました。 「早島町全域を歩いて暮らせる魅力あるまちとするため、町内の飲食店や小売店の新規開業に対して支援を行います。」（基本計画p21）
78	WSの参加者数→「WS」という略語はなじみにくく、普通に「ワークショップ」と書けばよいのでは。	「ワークショップ」に修正しましたが、指標については削除しました。
79	幹線道路の整備について、早島大砂線の流通センター方面から早島インターチェンジへ信号なしで直接アクセスできるような側道があれば、付近の交通渋滞緩和・事故防止につながると思う。 岡山国道事務所の方で計画が進む国道2号交差点高架化に合わせて検討してもらいたい。	施策11の現状と課題に下記文言を追記しました。 「現在、国により調査が進んでいる国道2号岡山バイパスの部分立体交差化事業と連動した体系的な道路網の整備と、交通安全施設の適切な整備により通過交通の増大を防ぎつつ、生活道路における歩行者・自転車の安全を確保していく必要があります。」（基本計画p7）
80	防犯・防災情報の共有促進、とあるが記載されているのは殆どが防犯についてだが、P8「災害への備えの充実」との整合性は。	「安全・安心」の抱き合わせを疑問視する世論も出てきていることから、施策22は防犯・治安に限定し、防災については、防災情報として基本施策12に転機しました。
81	マイバック→これは「マイバッグ」だと思う。 同じ段落で、以下の表記も気になった。 再繰り返し使用 →「再」は不要ではないか。リユースを日本語にするのなら、「繰り返し使用」か、もしくは「再使用」で十分、意味が通じると思う。 リヒューズ →「リフューズ」と表記されるほうが多いのでは。	各文言を修正しました。（基本計画p27）
82	【基本構想】の参考のとおり、住宅用スマートエネルギー導入助成も必要だが、住宅の基本性能向上の方が重要だと思う。	住宅の基本性能向上に関しては、施策126の住宅等耐震化の推進において、耐震診断、改修への補助や耐震改修実施の普及に努めています。 また、令和3年2月には岡山市を中心とした岡山連携中枢都市圏で「二酸化炭素実質ゼロ宣言」を行っており、今後も二酸化炭素排出実質ゼロを目指し住宅用スマートエネルギーの導入等の普及を進めていきます。
83	「企業誘致」について、P13-14には「計画的な良好な業務地の形成」が記載されているが、さらに企業誘致にも取り組むのか。同じく企業立地を促す内容であるにも関わらず、担当課が違うため別のページに記載されているのではないかと。本町ではこれまで「企業誘致」は行っておらず、地区計画の策定による「立地誘導」と企業誘致は異なる施策だと考える。	「企業誘致」を「立地誘導」に修正しました。（基本計画p24、25）
84	自治会が増え「え」が重複している。	修正しました。（基本計画p30）
85	関係機関が→関係機関と	修正しましたが、文章構成の修正の過程で削除となりました。
86	受診率を向上に努めます。→受診率の向上に努めます。	修正しました。（基本計画p31）
87	311.健康づくりの増進 ⇒より充実した検診のサポート（補助金の給付）を追加してはどうか。	施策311を下記文言に修正しました。 「ジェネリック医薬品の使用促進や特定健康診査及び特定保健指導などの充実強化とあわせ、関係機関や地域と連携した周知啓発や健（検）診費用の支援により健（検）診の受診率の向上に努めます。」
88	「福祉タクシーや乗り合いタクシーの実施に対し助成」とあるが、福祉タクシーの実施主体は町であり、実施要綱には「高齢者又は障害者等の交通弱者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成」とある。「実施に対し助成」というのは間違っている。 また、議会においては、公共交通全般について見直しの実施を求めており、実施を記載するべきではない。	327「高齢者への移動支援の充実」を削除し、施策321に下記文言を追記しました。 「高齢者の社会参加の促進や経済的な負担の軽減が図れるよう、移動支援に努めます。」（基本計画p33）
89	子育てコンシェルジュ及び母子保健コーディネーターを配置とあるが役場に配置するだけなのか。産前から産後1年くらいは看護師、保健師、助産師が母や家族、子どもに関わって生活で困っていること、子どもの体調のことなど定期的に関わる仕組み作りが必要ではないか。母子の家へ訪問も産後1度ではなく回数を増やして訪問できるようにすれば、親になったばかりの人も安心して子育てできるのではないかと感じる。	施策353に下記文言を追記しています。 「また、働く保護者が仕事と家庭生活を両立できるよう、子育てコンシェルジュや母子保健コーディネーターにより妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行うと共に、地域の子育て支援事業等の情報提供や利用促進を図ります。」（基本計画p39） なお、子育てコンシェルジュについては、子育て中の保護者が子育て支援事業を気軽に利用できるような相談窓口の役割を担っています。母子保健コーディネーターを中心とした保健師が、妊娠届出時には全数妊婦面談を実施し、妊娠後期には全数に体調伺いの電話連絡をしており、出産後は、赤ちゃん訪問を全数実施し、支援が必要な家庭については、養育支援訪問等で継続訪問しています。その他、保育相談や乳児健診、離乳食教室等の母子保健事業は複数回あり、保健師等が母子に定期的に関わる仕組み作りを行っています。町の事業に参加が難しい家庭については個別の関わりが必要な場合もあるので、参加が難しい場合は状況把握に努めています。

No	意見	対応方針
90	<p>「中核機関を設置し-促す必要がある」とある。厚生労働省基本計画には以下の条文がある。</p> <p>①地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たす。</p> <p>②地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。</p> <p>③上記に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。</p> <p>④促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。</p> <p>とある。P37-16行目には中核機関の整備にむけての協議、計画策定を記載したほうがよいのではないか。</p>	<p>施策33の現状と課題、施策の方針に追記し、施策334を下記文言に修正しています。</p> <p>「中核機関の設置により、障がい者及び障がい児の相談事業を実施し、成年後見制度の利用支援を行います。また、障がい者（児）への虐待の実態を把握し、虐待防止に努めます。」（基本計画p34、35）</p>
91	<p>「朝日訴訟の舞台」と記載されているのは大変評価する。一般的には「人間裁判-朝日訴訟」と記載したほうがわかりやすいのではないか。</p>	<p>「人間裁判「朝日訴訟」の舞台」に修正しました。（基本計画p36）</p>
92	<p>文末の「おります」は「います」の方がよいのではないか。</p>	<p>修正しました。（修正の過程で「～あります。」と修正しています。）（基本計画p38）</p>
93	<p>「性的少数者の自由な意思を尊重し」とあるが、個別施策における取り組みとしては抽象的だと感じる。本町では性的少数者の権利擁護のために、同性パートナーシップ制度の導入を検討（全国自治体パートナーシップ制度 検討・実施状況HPより）しているが、その旨を記載すべきではないか。</p>	<p>施策344を下記文言に修正しました。</p> <p>「性自認（心の性）や性的指向（好きになる性）等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育に取り組みます。また、パートナーシップ制度について調査・研究を行います。」（基本計画p37）</p>
94	<p>「引き続き学童保育等に取り組みます」とあるが、この間審議会においても意見がだされているように、町留守家庭児童会の利用者が160人を超え（定員180人）、狭く過密な状態であること、大人数を保育することによる指導員の指導実態、小学校長期休業中の開所時間等について、様々な問題が保護者等から寄せられている。にもかかわらず、全く問題意識が感じられない。現状に対し充実、改善させる旨を総合計画に記載すべき。</p>	<p>施策351の学童保育の記載について、下記文言に修正しました。</p> <p>「学童保育の利用児童数の増加に対応するため、児童や職員の受け入れ体制を整備し、放課後や土日の子ども達の居場所づくりに努め、就労する保護者支援に取り組みます。」（基本計画p39）</p>
95	<p>数値指標において「保育所入所待機児童数-解消」とあるにもかかわらず、個別施策における取り組みには待機児童解消が記載されていない。明記されたい。</p> <p>また、幼稚園と保育園の窓口事務の統一が実施されているが、幼児教育・保育についての施策展開については統一した記載を行うべきではないか。</p>	<p>施策目標に待機児童解消を位置付けています。（基本計画p38）</p> <p>また、施策351に「待機児童の解消を目指します。」の文言を追記しました。（基本計画p39）</p> <p>また、幼稚園と保育園の窓口事務の統一については、施策35の施策の方針に追記しました。（基本計画p39）</p>
96	<p>「子育て“ち”」とした意図は何か。</p>	<p>「子育て」は個別計画「第2期すくすく早鳥子ども・子育て応援プラン」より引用した言葉になります。</p> <p>なお、子育ては子どもが主役となるもので、子どもにはもともと自ら育つ力があり、そこに焦点を充てるという意味で使われています。</p>
97	<p>平成28年 児童福祉法等の一部改正において、市町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭支援拠点）の整備に努める旨が記載されたが、本町のような小さな自治体でどのような設置検討を実施していくのかが見えない。</p>	<p>現在、拠点の役割である子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等への支援業務を行い、要保護児童対策地域協議会にて関係機関との連絡調整等を行っています。今後、拠点として設置するにあたり、人員の確保とハード面においてどのように整備していけるか検討していきます。</p>
98	<p>数値指標の中に、全国学力・学習状況調査の平均正答率全国比が2項目にわたってあるが、これは小・中の何学年のことなのか。何か文言が脱落しているように思える。</p>	<p>「小6」「中2」の文言を追記しました。（基本計画p42）</p>
99	<p>4 5 2.社会教育施設等の有効利用（主）</p> <p>4 1. 学校教育の体制強化（従）</p> <p>⇒（リフレッシュないし増強された）学校の活用</p>	<p>一時的な人口増に対応するため、学校等の施設整備は検討していく必要がありますが、ご指摘のとおり人口減少時においても活用できるような施設整備の観点が必要と考えます。</p>
100	<p>義務教育学校も視野に入れながら保幼と連携した小中一貫の教育を推進するとあるが、義務教育学校の説明が全くないので、推進といっても評価できない。中学校の校庭が今まで以上に狭くなり、生徒が自由に使えない。まず、教育の体制を強化していくのであれば、子どもの意見、保護者の意見、それに関わる小中学校の教員に意見を求め、吸い上げる必要がある。小学校生活でも5、6年生は特に重要な存在で低学年、中学年からみればあこがれる存在。5、6年生も下級生と過ごす時間が責任感や優しさを育む最も成長する学年だと思う。現在、保護者には説明が全くなく、義務教育学校計画が進んでいるなら、絶対に計画には入れてはならない。</p>	<p>ご意見のとおり、小中一貫教育の推進にあたっては、関係者による協議の場で検討を進めることが重要であり、その準備に取り掛かりたいと考えています。協議の場で小学校5、6年生の件も一つの論点になると認識しています。</p> <p>学校教育法が一部改正（平成28年4月1日施行）され、小中一貫教育が「義務教育学校」、「小中一貫型小学校・中学校」という新しい学校制度として位置付けられ、義務教育9年間の系統性のある指導が制度と進められることとなりました。従いまして、本町にあった小中一貫教育の検討にあたっては、ご指摘の「義務教育学校」も検討対象の一つになることをご理解いただきたいと思います。</p>
101	<p>学校の老朽化について修繕していくのか建て替えるのか考えなければいけない時期にきているのではないか。</p>	<p>学校施設については、「早鳥町学校施設等個別施設計画」をもとに、順次、長寿命化対策を実施し、安全・安心に学習できる教育環境づくりを計画的に進めていきます。</p>



No	意見	対応方針
102	<p>学童保育の充実についても早急に解決しなければならない問題であり、学童保育の運営方針もない中で、現在、子どもたちと関わっていることは大問題として策定しなければならないと思う。方針のもとに管理者を配置し、子どもたちが生き生きと学び遊べる環境を考え、策定、実行していくべきだと思う。常に子どもたちへの目線、子どもたちはどう考えるのかを大人は理解しないといけない。そのため、「中学校地へ5,6年生を通わせる」という案は計画には入れるべきではない。</p>	<p>学童保育については、「町立留守家庭児童会条例」及び「町立留守家庭児童会管理運営規則」に管理運営に係る基本的事項を定め、国の「放課後児童クラブ運営指針」を参考に運営しています。今後、状況を見極めながら管理者についても必要な検討を行いたいと考えています。</p> <p>また、総合計画のもと小中一貫教育の更なる推進に取り組む姿勢につきましては、ご理解いただいていると認識しています。ご意見のとおり、本町における一貫教育そのものの在り方、教育目的について保護者を巻き込んで議論を進めるため、その準備に取り掛かりたいと考えています。</p> <p>現行総合計画では、「中1ギャップ」の解消を図ることとし、はやしま学の推進など（適当に記載しました）一貫教育の更なる充実に取り組んでまいりました。多くの自治体においても、「中1ギャップ」の解消を図るため、地域の実情に応じた、小中連携・一貫教育に取り組んでいます。学校教育法が一部改正（平成28年4月1日施行）され、小中一貫教育が「義務教育学校」、「小中一貫型小学校・中学校」という新しい学校制度として位置付けられ、義務教育9年間の系統性のある指導が制度と進められることとなりました。学校教育制度の多様化及び弾力化が可能となりました。</p> <p>従いまして、本町にあった小中一貫教育の検討にあたっては、ご指摘の「義務教育学校」も検討対象の一つになることをご理解いただきたいと思います。</p>
103	<p>「義務教育学校も視野に入れながら」については記載すべきではない。</p> <p>教育委員会は令和3年3月議会前に義務教育学校検討会施設部会の報告を実施した。そこには、一貫教育の推進等を目的として令和9年（2027年）を目途に義務教育学校を開校する。「小学校5年生、6年生を中学校にうつす案」による分離型が提案された。しかし、教育的懸念の払しょくができていないことと同時に、中学校運動場に校舎建設をすることにより、運動場が無くなってしまふこと、総工費約8.4億円（施設部会試算）+小学校老朽化対策4.6億円+中学校既存施設改修費等、合計約数十億円ともいわれる工事費や担任教員等の駐車場の確保、運動場の代替施設等の財政的な検討が全く行われていないこと等を理由に議会で異論が続出した。これまで一貫教育検討委員会や総合教育会議においても「義務教育学校が適当」である旨の協議が行われているが、それはあくまで小中一体型の検討であり、分離型の義務教育学校については議論が行われていない。</p> <p>加えてP18基本構想（案）まちづくりの基本理念にある「既存資源を活用して対応」という記載とも整合性のとれないものであるし、P67 8-13行記載のあるとおり、財政的な根拠の全くない事業は記載すべきではない。そして、役場内での議論も全く成熟していないことから、義務教育学校を町行政運営上の最上位計画である総合計画に記載することは認められない。総合計画に記載することで急な義務教育学校の検討をすすめていくのではなく、一貫教育そのものの在り方、教育目的について保護者を巻き込んで議論を進めていくべきだ。-以上の理由により、総合計画に「義務教育学校も視野に入れながら」という記載を削除することを強く求める。</p>	<p>総合計画のもと小中一貫教育の更なる推進に取り組む姿勢につきましては、ご理解いただいていると認識しています。ご意見のとおり、本町における一貫教育そのものの在り方、教育目的について保護者を巻き込んで議論を進めるため、その準備に取り掛かりたいと考えています。</p> <p>現行総合計画では、「中1ギャップ」の解消を図ることとし、保幼小中の連携を強化した一貫教育の更なる充実に取り組んでまいりました。多くの自治体においても、「中1ギャップ」の解消を図るため、地域の実情に応じた、小中連携・一貫教育に取り組んでいます。学校教育法が一部改正（平成28年4月1日施行）され、小中一貫教育が「義務教育学校」、「小中一貫型小学校・中学校」という新しい学校制度として位置付けられ、義務教育9年間の系統性のある指導が制度と進められることとなりました。学校教育制度の多様化及び弾力化が可能となりました。</p> <p>従いまして、本町にあった小中一貫教育の検討にあたっては、ご指摘の「義務教育学校」も検討対象の一つになることをご理解いただきたいと思います。</p>
104	<p>駅前バイパス線（都市計画道路）の着工が不透明であるが、南グラウンドの代替候補地を検討すべきではないか。第5次総合計画に盛り込む必要がある。</p>	<p>施策45の現状と課題に下記文言を追記しました。</p> <p>「また、都市計画道路駅前バイパス線の事業化にともなう影響が懸念される中央公民館、歴史民俗資料館、南グラウンド等の社会教育施設においては、それらの機能を今後どのように担保するのかなど検討を進める必要があります。」（基本計画p50）</p>
105	<p>次代のまちづくり人材の育成のためには、子どもの成長・発達段階を学んだプレーリーダー（管理職）を早島町が民間でも雇い、公園の在り方を考えていく必要があると思う。プレーリーダーを早島町独自の子育て政策として掲げて取り組むことによって、子育て世代も魅力を感じ、こんな子育てしやすい（子どもを思いきり禁止事項が少ないところで遊ばせられることに親は満足感を得られる）場所があると子どもを産み育てられることに喜びを感じられると思う。子供の居場所作り、大人の居場所作りどちらにも効果があると考えられる。</p>	<p>公園については、民間事業者による管理・運営が可能となる指定管理者制度等を実施可能な公園への導入を検討していきます。</p>
106	<p>つなげ、→つなぎなどに修正を。</p>	<p>「つなぐ、」に修正しました。（基本計画p46）</p>
107	<p>文化の向上と云いながら文化振興の窓口がなく、展示会場などの施設がない（あったとしても有料で高額であるなど）</p>	<p>文化振興については、生涯学習課が担当となっていますが、小さな役場なので近隣の市のように専門の課、専門の職員はおりません。展示会場についても立派な施設などはありませんが、ゆるびの舎などを活用して展示などを行っております。</p>
108	<p>ロゲイニング→町民には周知のことかもしれないが、かつこ書きで簡単な説明を加えてはどうか。</p> <p>ちなみに、山陽新聞の記事で検索すると、計15件の記事がヒット（うち、早島町関係は1件のみ）した。初出は2014年で、その際には「時間内にチェックポイントを回り得点を競う」という説明があった。</p>	<p>ロゲイニングの注釈を追記しました。（基本計画p49）</p>
109	<p>各種ボランティア団体同士のコミュニケーションを図る一括した窓口（受け皿）がない。</p>	<p>ボランティア団体同士のコミュニケーションを図る窓口はありません。基本計画には記載はしていませんが、ボランティアニーズとボランティアを結びつける事業は実施しています。</p>



No	意見	対応方針
110	数値指標において図書館について記載されているが、社会教育施設等の有効活用において図書館の記載がない。文化・知識の拠点施設である町立図書館の蔵書や様々な図書館事業について、魅力向上や充実をはかる記載が必要ではないか。	施策452に図書館について下記文言を追記しました。 「地域の情報センターである町立図書館は、高梁川流域連携中枢都市圏や岡山連携中枢都市圏との相互利用サービスにより年々利用が増加していることから、広域地域の中枢図書館としての役割を果たせるよう、今後とも蔵書の充実や読書環境の整備などサービスの向上を図り、より広い住民に対応できる知的オアシスとしての役割を充実させます。 また、様々な図書館事業や学校園・ボランティアとの連携、「第3次早島町子ども読書活動推進計画」の推進を通して、自ら考え行動する町民力を育てるための生涯学習の場としての機能の充実を目指すと共に、子育て支援の場としての活用を検討します。」（基本計画p51）
111	町民総参加としながらも、町と自治会とのコンセンサスがうまく取れていないように思われる。例えば、自治会連絡会議の開催頻度が少ないのではないか。	施策51の現状と課題に下記文言を追記しました。 「自治会と町の緊密な連携や地域住民の連帯を意識する機会は縮小傾向にあります」（基本計画p54）
112	「ESD(持続可能な開発のための教育)」はSDGsに先行して2005年に始まったが、現在ではSDGsを実現していくための教育プログラムや人材育成プログラムと考えられているので、「46 まちづくりの担い手の育成」の中でも、SDGs、はやしま学と合わせてESDに触れておいた方が良い。	施策46の施策の方針にESDを追記しました。 「また、SDGsの17目標と《はやしま学》を踏まえ、ESDによる人材の教育・育成を進めます。」 施策463にESDを追記しました。 「《大人と子どもの熟議》や《子ども議会》、《はやしま子どもフォーラム》などのESDの実践を通じて、地域課題の解決に取り組む次代の指導者としての人材育成を進めると共に、進学や就職後も地元のみならずまちづくりに参画できるネットワークの形成を図ります。」（基本計画p53）
113	拡大、補完とあるが、拡大「し、」補完の方がよいのではないか。	施策512「拡大し、」に修正しました。（基本計画p55）
114	改訂4次総合計画の評価結果で「町民とともに作る開かれたまち」の評価において庁内評価と町民アンケート評価に差がある。地方自治の原則は地域の自治会（町内会）にあり、自治会行政連絡会議の開催頻度を増やすなど情報交換の機会を共有化する等より一層の充実を図る必要がある。	自治会行政連絡会議などを活用して、町と自治会の情報共有の充実について、検討していく必要があると考えます。
115	「53 地域社会のデジタル化【新規】」と「ICT環境の整備と高度化【再編】」を2つの項目に見直す目的が不明。	53はICT技術の活用促進にかかるもの（対象は主に庁外）、54は電子自治体の推進にかかるもの（対象は庁内のみ）を想定しています。国の自治体DX推進計画における「重要取組事項」が54、「自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項」が53という基本的な整理になっています。
116	個人情報の取扱いについて明記してはどうか。	施策53の現状と課題に「個人情報の取扱いに関する懸念に加え、」を追記しました。（基本計画p58） また、施策54の施策の方針及び施策543に個人情報について記載しています。（基本計画p61）
117	多種多様な事業を推進するにあたって今の職員だけでいいのかも検討すべき。	施策552に地方分権にふさわしい人材の育成を掲げていますが、職員が不足するようであれば検討も必要になると考えます。
118	「障がいを持つ」という表記について、障害者差別解消法では「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」と記載されている。そのため、障害者という政府公用の表記か、もしくは「障害のある（有る）」という表記が適切ではないか。（その人自身に障がいがあるのではなく、その人が存在する社会や環境に障がいがあるという意味合い）	「障がいのある職員数」に修正しました。（基本計画p62）
119	第4次総合計画策定以後、役場職員による不祥事が異常なほど相次いでいる。このことをふまえ、高い倫理観（モラル）を持った役場職員の育成、不祥事を起こさない機構の構築などをぜひ記載していただきたい。	施策552に下記文言を追記しました。 「全体の奉仕者であるとの自覚のもと高い倫理観を持った人材」（基本計画p63）
120	出来れば年次ごとに事業の達成度を数値化して明示してはどうか。	それぞれに指標を設定しており、年次で把握できる指標については把握していきたいと考えています。
121	施策目標、数値目標と個別施策における取り組みとの整合性が図れていない箇所がいくつか見受けられた。 基本構想-（課題）-施策目標-施策の方針-個別施策における取り組み 一連の体系が貫かれていないと施策展開が不可能ではないか。今一度全体的に精査、再検討すべき。	再度全体の構成を検討し、修正しています。
122	英語のカタカナ表記について、一般的でないものについては最後に用語集が必要。	脚注で用語解説を追加しています。
123	総花的に抽象的となり、それぞれの中身が現実性のあるものかの判断が難しい。それぞれの施策を遂行するにあたっては後ろ盾の決まり事（都市計画や環境保全条例等々）があることも多いと思うが、事業を試行するために作った条例などの中には面目を保つために作ったとしか思われないものもあり十分機能していない部分が多く見受けられる。	町のすべての方針を盛り込んだ総合計画となりますので、総花的になってしましますが、個別施策の実施においては、優先順位をつけて実施していくことが必要と考えます。
124	全体的にとてもわかりやすくなっている。書かれている通り、関係課と連携のうえ、出来上がれば良いと思う。	職員以外の一般の方が読んでわかりやすいような計画策定を目指します。